令和８年（フ）第８９５号
東京都八王子市館町1097番地館ケ丘団地１－９－110
破産者　渡辺紀世江
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第９０５号
東京都西多摩郡日の出町大字平井1569番地119グリーンヒルズ日の出Ｂ棟203
破産者　山崎　敦史
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和６年（フ）第４８０号
神奈川県小田原市浜町４丁目１番12号
破産者　株式会社湘南
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和７年（フ）第７６号
新潟県小千谷市土川２丁目６番11号
破産者　株式会社ＦＲＥＥＤＯＭ
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

破産手続終結

令和７年（フ）第１３４号
愛知県豊橋市牛川町字薬師前１番地の12
破産者　株式会社北部精文館
1　決定年月日　令和８年８月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和７年（フ）第４１２号
広島市安佐南区毘沙門台１丁目１番40号
破産者　有限会社安芸建工
1　決定年月日　令和８年８月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第１０８７号
東京都狛江市西野川２丁目29番８号フロレスタレシデンシアＢ201
破産者　阿部　圭祐
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第１０９１号
東京都八王子市館町2895番地１ヴァン・ヴェールＴＡＴＥ411号
破産者　伊勢谷紳祐
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第２１３２号
東京都武蔵村山市残堀五丁目56番地の41
破産者　有限会社ソノデン
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第３１８号
東京都西東京市北町２丁目17番30号グリーンフィールズ北町104号
破産者　奥田　恭広
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第３２０号
東京都府中市若松町三丁目27番地の２
破産者　株式会社ＩＮＧサービス
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和５年（フ）第５７号
島根県出雲市斐川町併川1665番地３
破産者　株式会社エムネット
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所出雲支部

破産手続終結及び免責許可決定

令和７年（フ）第１１号
福岡県京都郡みやこ町犀川帆柱1459番地（住民票上の住所：福岡県京都郡みやこ町犀川下伊良原1883番地31　伊良原住宅６号）
破産者　高瀬　享一
1　決定年月日　令和８年８月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和７年（フ）第１３５号
愛知県豊橋市旭本町80番地１、開始決定時の住所愛知県豊橋市牛川町字薬師前１番地12
破産者　加藤　靖人
1　決定年月日　令和８年８月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和７年（フ）第２４号
沖縄県中頭郡北谷町北前１丁目11番地１　ＩＮＡＭＩＮＥ　ＭＡＮＳＩＯＮ　Ａ－３
破産者　金　　明淑　（ＫＩＭ　ＭＹＵＮＧ　ＳＯＯＫ）
1　決定年月日　令和８年８月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和６年（フ）第４５７号
神奈川県小田原市栢山114番地の１　報徳ハイツ２号、開始決定時の住所神奈川県小田原市浜町３丁目12番８号
破産者　松村　静子
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和６年（フ）第４８１号
神奈川県小田原市浜町４丁目24番２－２号、破産手続開始決定時の住所神奈川県小田原市浜町４丁目１番12号
破産者　田中　一乃
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第６号
神奈川県平塚市河内２丁目５番37－105号　ライラック
破産者　神林　芳典
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部